

小矢部市  
放課後子ども総合プラン行動計画

令和2年3月  
小矢部市

## 目 次

第1章 行動計画の概要	
1 背景・趣旨	..... 1
2 計画の位置づけ	..... 2
3 計画の期間	..... 2
4 計画の見直し	..... 2
第2章 基本方針	
1 計画推進の基本的考え方	..... 2
2 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	..... 3
第3章 具体的な計画	
1 計画の実施	..... 3
2 放課後児童クラブの目標事業量	..... 3
3 一体型の教室の目標事業量	..... 3
4 放課後子ども教室の令和5年度までの整備計画	..... 3
5 一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	..... 4
6 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策	..... 4
7 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	..... 4
8 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	..... 4
9 放課後児童クラブについて周知を推進させる方策	..... 4
10 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	..... 5
第4章 計画の推進体制	
1 小矢部市放課後子どもプラン運営委員会	
(1) 運営委員会の組織	..... 5
(2) 運営委員会の役割	..... 5

## 第1章 行動計画の概要

### 1 背景・趣旨

近年、女性就業率の上昇等による共働き家庭の児童数の増加、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下や学校が抱える課題の複雑化・困難化など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

こうした状況の中で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的として、文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業（以下「放課後子ども教室」という。）」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」が国において創設され、平成19年度からスタートしました。

これを受けて、本市においても、子どもの安心・安全なまちづくりと子育て支援の一環として、「小矢部市放課後子どもプラン」を策定し、計画的に両事業の整備を進めてきました。

平成26年7月に、文部科学省と厚生労働省が共同して、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。この「放課後子ども総合プラン」では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとされています。

これに伴い、市町村には「放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画（以下「計画」という。）の策定が義務付けられました。

この「放課後子ども総合プラン」に掲げた一体型の実施については全国的に増加傾向にあるものの、平成29年度時点で約4,500か所と、目標である1万か所への到達は満たしていない一方で、地域の実情に応じて社会教育施設等の小学校以外の施設を活用して、一体型と同様に、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる取組も見られており、両事業の連携を一層深めていくことが求められています。

また、平成30年9月には、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、教育、児童福祉における施策の動向も踏まえ、令和元年度から令和5年度までの新たな放課後児童対策のプランとして、学童クラブの受け皿整備に係る新たな目標値などを掲げた「新・放課後子ども総合プラン」を策定しています。

## 2 計画の位置づけ

国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、本市においては、本計画とともに、「小矢部市次世代育成支援行動計画」を包含する「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）の中に位置づけ、放課後児童クラブと放課後子ども教室を計画的に整備していくものとします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

## 4 計画の見直し

本計画は、地域における実施状況等についての検証と検討を踏まえ、「小矢部市放課後子どもプラン運営委員会」が計画の実施にあたって効果的に事業を進めるため、適宜見直しを行います。

# 第2章 基本方針

## 1 計画推進の基本的考え方

この計画は、異年齢交流や集団活動などにより、子どもを心豊かにたくましく育てるための指針となるものです。

平成25年1月に発足した教育再生実行会議の第一次提言の中でも、社会総がかりで教育再生にあたることが提言されています。「地域全体で子どもを見守り育てる」という観点から、この計画に基づき、学校のほか、家庭、各種団体、ボランティア等が連携して、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会を提供することによって、子どもたちの安全・安心な「居場所」を確保するとともに、様々な体験を通して、地域社会との交流を図ります。

また、計画における事業については、子どもの要望や地域住民の意見を取り入れるとともに、地域の特色を活かした様々な体験の機会を設定することにより、子どもたちが郷土に愛着と誇りを持つことができるよう配慮するとともに、規範意識や基本的な生活習慣を身につけ、長期的な視点から「自立して生きる力」と「共に生きる力」を育むための取り組みも検討します。

## 2 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

本市では、放課後、家に誰もいない児童に家庭的で安らぎのある安全な居場所を提供するため、平成11年度から子ども家庭支援センターで放課後児童クラブを開設し、現在では、市内5小学校及び民間2施設で実施しています。

ここ数年は、世帯構成の変化や就業形態の多様化等により、本市においても放課後児童クラブに登録する児童が増加する傾向にあり、一部では定員を超えた放課後児童クラブや利用施設の収容能力の限界に近い放課後児童クラブもあります。

放課後児童クラブでは、事故防止や安全管理面はもちろん、情緒面にも配慮しながら運営に努めていきます。

また、この放課後児童クラブとの一体型として小学校施設において実施している「放課後出前教室」を中心として、放課後子ども教室との連携を図るとともに、地域ボランティアとの交流、様々な体験を通して、より情操豊かな児童を育てる環境づくりにも努めていき、充実した放課後児童クラブを推進していきます。

## 第3章 具体的な計画

### 1 計画の実施

放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施については、基本事項（別表1）に基づき行うこととします。

### 2 放課後児童クラブの令和5年度に達成されるべき目標事業量

本市の放課後児童クラブについては、令和元年度現在、市内5小学校及び民間2施設で実施しており、引き続き、「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」に基づき整備を推進していきます。（別表2参照）

### 3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和元年度現在、「放課後出前教室」として市内5小学校で実施しており、引き続き内容の充実等を図っていきます。（別表2参照）

### 4 放課後子ども教室の令和5年度までの整備計画

放課後子ども教室については、本市では「地域おやべっ子教室」として地区

公民館 8 か所や文化スポーツセンター等において実施していますが、教室数が減少しているため、地域の実情や参加者等のニーズ、各実施主体の意向を把握し、適宜、事業量の見直しを行っていきたいと考えております。(別表 2 参照)

#### 5 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型により実施している「放課後出前教室」については、企画段階から、児童クラブ支援員と協働活動支援員がプログラムの内容や実施日等を検討できるよう打合せの場を設けます。

また、連携型により地区公民館で実施している「地区地域おやべっ子教室」、文化スポーツセンター等で実施している「少年・少女スポーツ教室（通年・短期）」及び「夏休みおやべっ子教室」についても、~~＝~~連携が図れるよう、児童クラブ支援員と協働活動支援員の打合せの場を設ける等の検討をしていきます。

#### 6 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

小学校の余裕教室等の活用については、関係部署と連携しながら、使用計画等を定期的に協議します。

また、「放課後出前教室」の実施にあたり、学校との連携を図り、待機場所の確保やグラウンド、体育館の一時利用について協議します。

#### 7 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

この計画の円滑な推進を図るため、生涯学習文化課、教育総務課及びこども課において定期的に情報の交換等を行う場を設け、積極的に両事業の現状や課題などの把握に努めます。

#### 8 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

利用者の多様なニーズに対応するために、開所時間の延長やそれに伴う指導員の確保について検討します。

#### 9 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

広報誌やホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制を目指します。

## 10 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害のある児童や虐待、いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童も受入れすることもあることから、事業の実施者においては、こうした特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう関係機関と連携して適切な対応に努めます。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 小矢部市放課後子どもプラン運営委員会

#### (1) 運営委員会の組織

計画の実施に当たって、平成19年11月に総合的な「放課後対策事業」の推進と効果的な事業運営を検討する観点から、「小矢部市放課後子どもプラン運営委員会」を設置しました。この委員会は、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図るため、社会教育関係者、児童福祉関係者、学校教育関係者、放課後子ども教室関係者、放課後児童クラブ関係者、PTA関係者、関係行政職員等で構成されています。

#### (2) 運営委員会の役割

運営委員会においては、本市が策定する計画の基本方針や内容の検討、関係機関や社会教育団体等の取り組みに関する連絡調整及び専門的な助言を行うなど、今後の活動プログラムの周知方法などを含め、本市における総合的な放課後対策について検討します。

## 基本事項

事業名	放課後子ども教室推進事業 (地域おやべっ子教室推進事業)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
目的	<p>【放課後子ども教室推進事業】 すべての子どもを対象として、安全・安心な活動拠点を(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。</p> <p>【土曜学習推進事業】 地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、体系的・継続的なプログラムを実施し、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。</p>	就労等により帰宅時に保護者が家にはいない児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る。
根拠	放課後子ども総合プラン、富山県放課後子ども教室推進事業実施要領、富山県土曜学習推進事業実施要領	児童福祉法第6条の2第2項、小矢部市放課後児童健全育成事業実施要綱
所管部局	教育委員会生涯学習文化課	民生部こども課
事業開始	平成19年度	平成11年度
実施主体	市の委託事業として地域住民団体、NPO、その他団体に委託	小矢部市
対象児童	主に小学生とするが、中学生を対象とする取り組みの実施も可	保護者が就労等により昼間家にはいない、小学1年生から6年生までの児童
実施場所	公民館、小学校施設(グラウンド・体育館等)、文化スポーツセンター等	小学校施設(小学校の余裕教室や敷地内の専用施設など)
実施日等	放課後、週末、長期休業期間等(回数、曜日等は教室によって異なる)	月～土曜日、長期休業期間、振替休業日(土曜日は石動放課後児童クラブにて実施)
スタッフ	地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター、地域住民のボランティア	放課後児童クラブ指導員、放課後児童クラブ相談員
保護者負担	無料(ただし、保険料や材料費等の実費徴収あり)	利用料金



実施計画【令和2年度から令和5年度まで】

別表2

事業種別	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度				
	放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室推進事業 土曜学習推進事業				放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室推進事業 土曜学習推進事業				放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室推進事業 土曜学習推進事業				放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室推進事業 土曜学習推進事業			
	校区	地域おやべっ子教室推進事業				放課後児童クラブ	地域おやべっ子教室推進事業				放課後児童クラブ	地域おやべっ子教室推進事業				放課後児童クラブ	地域おやべっ子教室推進事業			
		放課後児童クラブ	地区地域おやべっ子教室	少年・少女スポーツ教室(通年・短期)	放課後出前教室		夏休みおやべっ子教室	地区地域おやべっ子教室	少年・少女スポーツ教室(通年・短期)	放課後出前教室		夏休みおやべっ子教室	地区地域おやべっ子教室	少年・少女スポーツ教室(通年・短期)	放課後出前教室		夏休みおやべっ子教室	地区地域おやべっ子教室	少年・少女スポーツ教室(通年・短期)	放課後出前教室
連携型			連携型	一体型	連携型		連携型		連携型	一体型		連携型		連携型	連携型		一体型		連携型	
石動小学校区	石動放課後児童クラブ	埴生公民館				石動放課後児童クラブ	埴生公民館				石動放課後児童クラブ	埴生公民館				石動放課後児童クラブ	埴生公民館			
	石動放課後児童クラブ(土曜日)	南谷公民館				石動放課後児童クラブ(土曜日)	南谷公民館				石動放課後児童クラブ(土曜日)	南谷公民館				石動放課後児童クラブ(土曜日)	南谷公民館			
	あおば学童クラブ(民間)					あおば学童クラブ(民間)					あおば学童クラブ(民間)					あおば学童クラブ(民間)				
大谷小学校区	おおたに放課後児童クラブ	正得公民館				おおたに放課後児童クラブ	正得公民館				おおたに放課後児童クラブ	正得公民館				おおたに放課後児童クラブ	正得公民館			
	おおたに第2放課後児童クラブ					おおたに第2放課後児童クラブ					おおたに第2放課後児童クラブ					おおたに第2放課後児童クラブ				
	おおたに第3放課後児童クラブ					おおたに第3放課後児童クラブ					おおたに第3放課後児童クラブ					おおたに第3放課後児童クラブ				
東部小学校区	とうぶ放課後児童クラブ	東部公民館	文化スポーツセンター等	各小学校グラウンド・体育館	文化スポーツセンター	とうぶ放課後児童クラブ	東部公民館	文化スポーツセンター等	各小学校グラウンド・体育館	文化スポーツセンター	とうぶ放課後児童クラブ	東部公民館	文化スポーツセンター等	各小学校グラウンド・体育館	文化スポーツセンター	とうぶ放課後児童クラブ	東部公民館	文化スポーツセンター等	各小学校グラウンド・体育館	文化スポーツセンター
蟹谷小学校区		東蟹谷公民館					東蟹谷公民館					東蟹谷公民館					東蟹谷公民館			
	かんだ放課後児童クラブ	藪波公民館				かんだ放課後児童クラブ	藪波公民館				かんだ放課後児童クラブ	藪波公民館				かんだ放課後児童クラブ	藪波公民館			
津沢小学校区	つざわ放課後児童クラブ	津沢公民館				つざわ放課後児童クラブ	津沢公民館				つざわ放課後児童クラブ	津沢公民館				つざわ放課後児童クラブ	津沢公民館			
	つざわこども園放課後児童クラブ	水島公民館				つざわこども園放課後児童クラブ	水島公民館				つざわこども園放課後児童クラブ	水島公民館				つざわこども園放課後児童クラブ	水島公民館			
計	10クラブ	8教室	2教室	1教室	1教室	10クラブ	8教室	2教室	1教室	1教室	10クラブ	8教室	2教室	1教室	1教室	10クラブ	8教室	2教室	1教室	1教室

※1 地区地域おやべっ子教室は、原則、地区公民館単位での教室開催とするが、各地域の実情に応じて、小学校区単位での開催も可とする。  
 ※2 「一体型」: 同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう。  
 ※3 「連携型」: 放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所において、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいう。